

令和6年3月26日

市内地域密着型サービス事業所 御中

各務原市健康福祉部介護保険課長

令和6年度「介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・
介護職員等ベースアップ等支援加算（～令和6年5月）」及び
「介護職員等処遇改善加算（令和6年6月～）」に係る取扱いについて

平素より各務原市介護保険行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記の件につきまして、介護保険最新情報 Vol. 1215において示されているとおり、令和6年4月・5月に「介護職員処遇改善加算」「介護職員等特定処遇改善加算」「介護職員等ベースアップ等支援加算」（以下、「介護職員処遇改善加算等」とする。）を算定する事業所、及び令和6年6月以降に「介護職員等処遇改善加算」を算定する事業所におかれましては、計画書や体制届等の提出について、下記のとおり適切にご対応いただきますようお願いいたします。

記

1. 提出書類

(1) 令和6年4月・5月算定分

- ① 加算を初めて算定する場合
 - ・介護職員等処遇改善加算等 処遇改善計画書（令和6年度）
 - ・介護給付費算定に係る体制等に関する進達書（別紙3-2）
 - ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（令和6年4月1日～）（地域密着型サービス）（別紙1-3）
- ② 現加算区分を据え置く場合（前年度から加算区分に変更がない場合）
 - ・介護職員等処遇改善加算等 処遇改善計画書（令和6年度）
- ③ 現加算区分を変更する場合
 - ・介護職員等処遇改善加算等 処遇改善計画書（令和6年度）
 - ・介護給付費算定に係る体制等に関する進達書（別紙3-2）
 - ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（令和6年4月1日～）（地域密着型サービス）（別紙1-3）
- ④ 加算の算定を辞退する場合
 - ・介護給付費算定に係る体制等に関する進達書（別紙3-2）
 - ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（令和6年4月1日～）（地域密着型サービス）（別紙1-3）

(2) 令和6年6月以降算定分

- ① 令和6年4月・5月に介護職員処遇改善加算等を算定している場合
(令和6年4月15日までに「介護職員等処遇改善加算等 処遇改善計画書(令和6年度)」を提出している場合)
 - ・介護給付費算定に係る体制等に関する進達書(別紙3-2)
 - ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(令和6年6月1日～)(地域密着型サービス)(別紙1-3-2)
- ② 令和6年6月より前に介護職員処遇改善加算等を算定したことがなく、令和6年6月から初めて介護職員等処遇改善加算を算定する場合
 - ・介護職員等処遇改善加算等 処遇改善計画書(令和6年度)
 - ・介護給付費算定に係る体制等に関する進達書(別紙3-2)
 - ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(令和6年6月1日～)(地域密着型サービス)(別紙1-3-2)

2. 提出期限

(1) 介護職員等処遇改善加算等 処遇改善計画書(令和6年度)

令和6年4月15日(月)(当日消印有効)

- ・令和6年4月・5月算定分及び令和6年6月以降算定分のどちらについても上記の期限です。
- ・令和6年6月以降算定分については、当該計画書の提出後、令和6年6月15日(土)まで、提出内容の変更を受け付けます。
- ・令和6年7月以降に本加算を取得する場合は、加算を算定しようとする月の前々月の末日が提出期限です。
- ・提出期限に遅れた場合、本加算の算定はできませんのでご注意ください。

(2) 「介護給付費算定に係る体制等に関する進達書(別紙3-2)」及び「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙1-3または別紙1-3-2)」

① 令和6年4月・5月算定分

令和6年4月15日(月)(当日消印有効)

② 令和6年6月以降算定分

令和6年5月15日(水)(※1)または令和6年6月1日(日)(※2)(当日消印有効)
⇒ ただし、令和6年4月・5月算定分と同じタイミングでの届出も可能。その場合は、令和6年4月・5月算定分と様式を別にすること。

- (※1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、(看護)小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護
- (※2) 認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護

3. 提出方法・提出先

窓口、郵送またはメールでご提出ください。

- 窓口：各務原市役所 健康福祉部 介護保険課 施設指導係（本庁舎2階）
- 郵送：〒504-8555 各務原市那加桜町1丁目69番地
- メール：kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp

4. 留意事項

- ・すべての提出書類について、押印は不要です。
- ・根拠資料の提出をお願いする場合がございます。

5. 介護予防・日常生活支援総合事業の指定がある事業所の取り扱いについて

介護予防・日常生活支援総合事業の指定がある事業所で、本加算を算定する場合の届出については、下記のとおりご対応ください。

- ・「介護（予防）給付（指定権者：岐阜県）」と「総合事業」を一体的に提供している場合
⇒ 岐阜県に提出した計画書の写しを各務原市に1部提出（「介護（予防）給付」と「総合事業」合わせて1部）
- ・「介護（予防）給付（指定権者：各務原市のみ）」と「総合事業」を一体的に提供している場合
⇒ 計画書を各務原市に1部提出（「介護（予防）給付」と「総合事業」合わせて1部）

6. 参考

市ウェブサイトの様式等を掲載しておりますので、ご参照ください。

- 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算（～令和6年5月）および介護職員等処遇改善加算（令和6年6月～）の届出について

URL：<https://www.city.kakamigahara.lg.jp/business/kaigohoken/1009119/1009135.html>



各務原市 健康福祉部 介護保険課 施設指導係			
係長	熊澤	担当	森
メール	kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp		
電話	058-383-2067（直通）		
FAX	058-383-6365		